平成２３年（フ）第２８３号
神戸市須磨区松風町３丁目１番３―710号
債務者　川中　　弘
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８４号
神戸市須磨区松風町３丁目１番３―710号
債務者　川中　貴子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９２号
神戸市中央区加納町２丁目13番16―604号、住民票上の住所神戸市兵庫区梅元町６番４号ファミーユ梅元201
債務者　小河　益代
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９７号
神戸市東灘区深江南町３丁目１番６号　ヴィラコート深江301号、従前の住所大阪市淀川区西宮原３丁目２番23―401号
債務者　藤原　克也
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９８号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目71番地の７　サンハイツ102号
債務者　武富　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８号
広島市東区中山新町３丁目16番27号
債務者　山本まゆみ
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１号
広島市安佐南区相田１丁目２番２―108号
債務者　隠塚　　剛（旧姓杉谷）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７１号
広島市安佐北区落合１丁目７―26、住民票上の住所広島市安佐北区落合１丁目48番１―705号
債務者　冨永　恵美
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３６号
広島市佐伯区皆賀４丁目18番７―510号
債務者　浦上　留美
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９０号
広島市東区矢賀４丁目４番16―102号
債務者　百合野美穂
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０５号
広島市南区西旭町11番21号
債務者　新里　前常
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０６号
広島市南区西旭町11番21号
債務者　新里比奈子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１６号
広島市中区基町20番１―1220号
債務者　好川　友美
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６５号
福岡県久留米市山川安居野３丁目５番26号
債務者　吉松　秀明
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４６６号
福岡県久留米市山川安居野３丁目５番26号
債務者　吉松壽美子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４４号
福岡県久留米市中央町18番地２　メゾン・ド・プレサージュ505号
債務者　森　真理子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目５番30号　モリホーム田上104号
債務者　小野　晃司
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係